

(案)

「川崎市子どもを虐待から守る条例」
第 21 条に基づく年次報告書

(平成 29 年度版)



平成 30 年 8 月

こども未来局

目 次

1 はじめに

2 児童相談所における児童虐待相談・通告の状況・・・・・・・・・・ 2

- (1) 相談・通告件数の年度別推移・・・・・・・・・・ 2
- (2) 相談・通告の種別・・・・・・・・・・ 3
- (3) 相談・通告の年齢内訳・・・・・・・・・・ 4
- (4) 相談・通告の経路・・・・・・・・・・ 5
- (5) 相談・通告の主な虐待者・・・・・・・・・・ 6
- (6) 相談・通告の区別内訳・・・・・・・・・・ 7
- (7) 虐待相談への対応状況・・・・・・・・・・ 8
- (8) 出頭要求、立入調査等の実施状況・・・・・・・・・・ 9
- (9) 一時保護の実施状況・・・・・・・・・・ 10

3 区役所における児童虐待相談・通告の状況・・・・・・・・・・ 12

- (1) 相談・通告の種別・・・・・・・・・・ 12
- (2) 相談・通告の年齢内訳・・・・・・・・・・ 13
- (3) 相談・通告の区別受付状況・・・・・・・・・・ 14
- (4) 相談・通告の経路・・・・・・・・・・ 15
- (5) 相談・通告の主な虐待者・・・・・・・・・・ 16
- (6) 要保護児童対策地域協議会取扱件数・・・・・・・・・・ 17

4 児童虐待防止等のための子育て施策の取組について・・・・・・・・ 18

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」

平成 29 年度事業実施状況・・・・・・・・・・ 21

参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

- 川崎市子どもを虐待から守る条例・・・・・・・・・・ 48
- 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱・・・・・・・・・・ 53

1 はじめに

本市では、平成 24 年 10 月に川崎市議会において、「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例は、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とし、市、市民、保護者及び関係機関等で虐待から子どもを守るための取組について定めています。

平成 25 年 3 月には、条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、平成 25 年度から 5 年間の児童家庭支援・児童虐待対策の基本的な方向をとりまとめた「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定、平成 26 年 3 月には、施策を具体化する「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

本報告書は、条例第 21 条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の状況、その他、市内における虐待にかかる状況について年次報告として議会に報告するとともに、その概要を市民に公表することを目的として平成 29 年度の状況についてとりまとめたものです。

本市では、この間、平成 28 年度には、各区役所に「地域みまもり支援センター」を設置し、より身近な相談機関として早期の把握と支援の充実にむけて取組を進めるとともに、児童福祉法改正に伴う児童福祉司・児童心理司の増員や、非常勤弁護士の配置等の児童相談所の体制強化を図ってまいりましたが、児童虐待の課題を取り巻く状況については、児童虐待相談・通告件数がここ数年 10%程度の伸びを示し、また、重症事例も発生するなど、依然として厳しい状況であるといえます。国においても、平成 30 年 5 月に目黒区で発生した痛ましい児童虐待死亡事例を受けて、平成 30 年 7 月 20 日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が示されたところです。

今後につきましては、国の動向を注視しながら、平成 29 年度までの川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画を包含する形で引き継いだ「川崎市子ども・若者の未来応援プラン（平成 30 年度～平成 33 年度）」に基づき施策を確実に推進してまいります。

2 児童相談所における児童虐待相談・通告の状況

(1) 相談・通告件数の年度別推移

平成 29 年度に川崎市内 3 か所の児童相談所（こども家庭センター、中部児童相談所、北部児童相談所）で受けた児童虐待相談・通告件数は 2,368 件でした。平成 12 年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、過去最高の件数となっています。

【現状】

川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、一時的に前年度の件数を下回ることがあっても、年々増加傾向にあります。平成 22 年度以降、年間 1,000 件を超える相談・通告を受け付けている状況にあり、平成 22 年度と比較して 2.04 倍に増加している状況にあり、児童虐待に対する意識の変化もあると思われますが、今後も児童虐待相談・通告件数は増加すると考えられます。

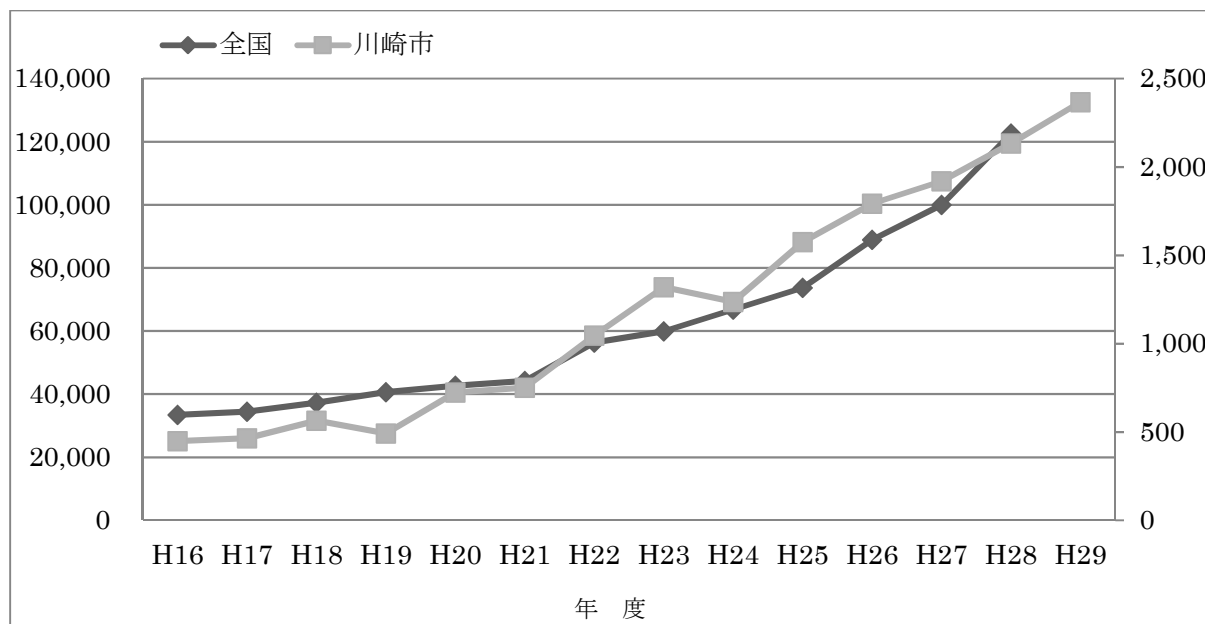
児童虐待相談・通告件数の年度推移

(単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全 国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384
川崎市	448	465	564	493	724	751	1,047
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全 国	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	8 月中旬
川崎市	1,320	1,237	1,576	1,792	1,920	2,134	2,368

注) 平成 22 年度の全国の件数は、福島県を除いて集計した数値です。

○児童虐待相談・通告件数の推移



(2) 相談・通告の種別

心理的虐待が最も多く、全体の半数以上を占めています。

【現状】

近年心理的虐待の相談・通告件数の増加が著しく、平成 29 年度は全体の半数を超えおよそ 60% となっています。心理的虐待には、配偶者間暴力（DV）や夫婦喧嘩によるものが増えており、近隣からの泣き声通告も含まれています。（平成 16 年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。）

種別 件数	身体的	ネグレクト	性的	心理的	計
相談・通告件数	449	514	12	1,393	2,368
構成比	19.0	21.7	0.5	58.8	100

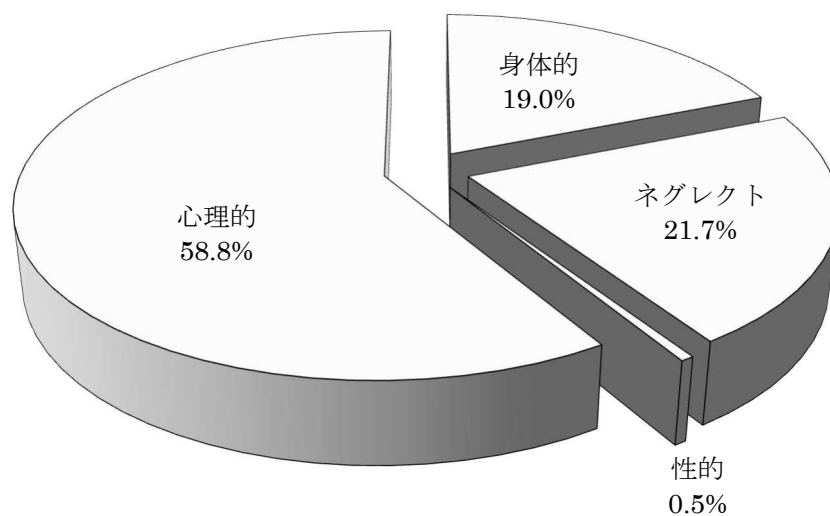
（参考：平成 28 年度）

相談・通告件数	473	402	22	1,237	2,134
構成比	22.2	18.8	1.0	58.0	100

（参考：平成 24 年度）

相談・通告件数	313	252	18	654	1,237
構成比	25.3	20.3	1.5	52.9	100

○児童虐待相談・通告の種別（平成 29 年度）



(3) 相談・通告の年齢内訳

児童虐待の相談・通告を受けた子どもの約80%が小学生以下となっています。

【現状】

児童虐待の相談・通告を受けた子どものうち、乳幼児（0歳～就学前）が約半数を占め、次に小学生が続いており、小学生以下の年齢の子どもの割合が80.0%を占めています。中学生が12.4%、高校生・その他が微増し7.6%となっています。

	0歳～ 3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談・通告件数	625	524	744	294	181	2,368
構成比	26.4	22.1	31.4	12.4	7.6	100

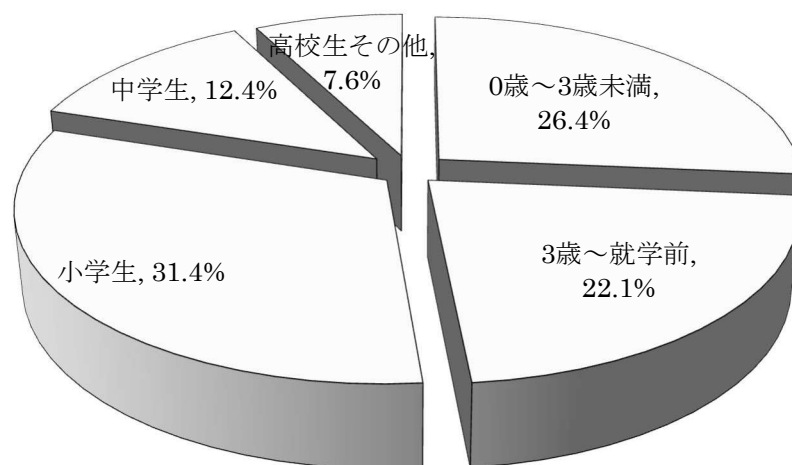
(参考：平成28年度)

相談・通告件数	533	444	721	285	151	2,134
構成比	25.0	20.8	33.8	13.4	7.1	100

(参考：平成24年度)

相談・通告件数	264	328	415	158	72	1,237
構成比	21.3	26.5	33.5	12.8	5.8	100

○児童虐待相談・通告の被虐待児の年齢内訳（平成29年度）



(4) 相談・通告の経路

警察等からの相談・通告が最も多く、次いで近隣・知人となっています。

【現状】

警察等からの相談・通告が最も多く、全体の 41.8%を占め、次いで近隣・知人 14.1%、学校等 7.9%と続いています。

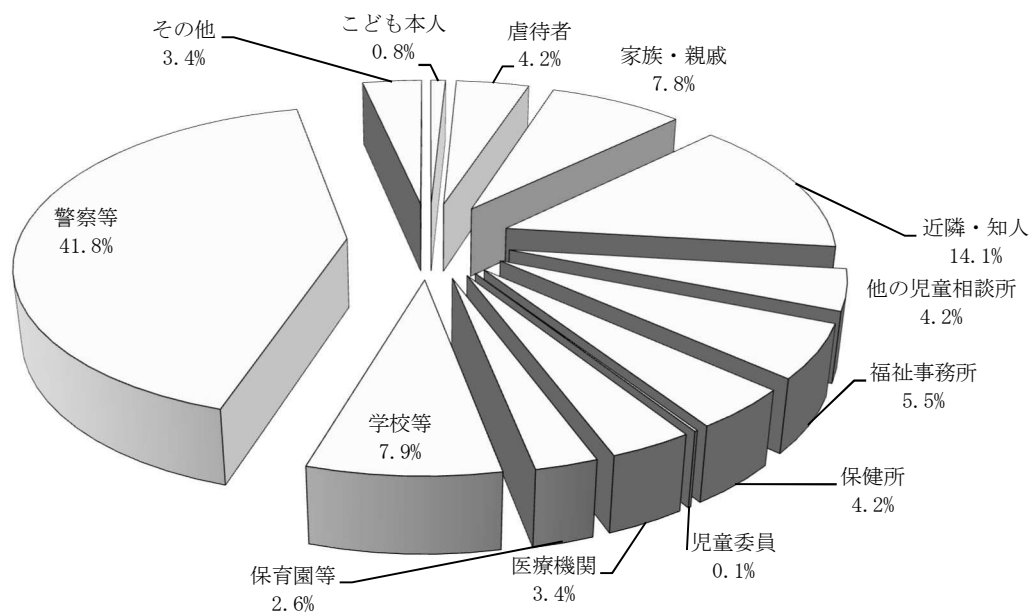
※ 警察からの通告は、こどもの面前での配偶者間暴力によるものが多くなっています。

	子ども本人	虐待者	家族・親戚	近隣・知人	他の児童相談所	福祉事務所	保健所	児童委員	医療機関	保育園等	学校等	警察等	その他	計
相談・通告件数	20	100	184	333	99	130	99	3	81	61	186	991	81	2,368
構成比	0.8	4.2	7.8	14.1	4.2	5.5	4.2	0.1	3.4	2.6	7.9	41.8	3.4	100

(参考：平成 28 年度)

相談・通告件数	23	104	110	396	97	140	58	2	55	49	199	862	39	2,134
構成比	1.1	4.9	5.2	18.6	4.5	6.6	2.7	0.1	2.6	2.3	9.3	40.4	6.4	100

○児童虐待相談・通告の経路（平成 29 年度）



(5) 相談・通告の主な虐待者

主な虐待者は実母が最も多く、全体の半数以上を占めています。

【現状】

主な虐待者は実母が 57.5%と最も多くなっており、次いで実父 36.9%となっています。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談・通告件数	874	61	1,362	8	63	2,368
構成比	36.9	2.6	57.5	0.3	2.7	100

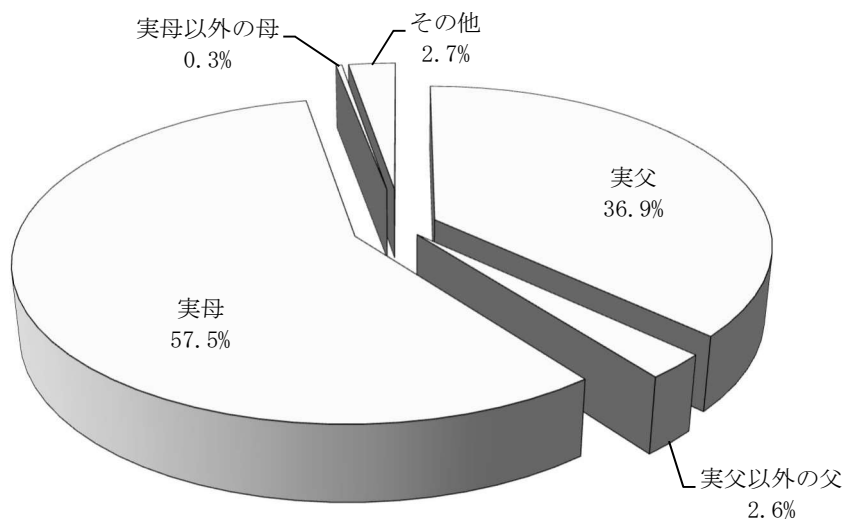
(参考：平成 28 年度)

相談・通告件数	812	96	1,182	14	30	2,134
構成比	38.1	4.5	55.4	0.7	1.4	100

(参考：平成 24 年度)

相談・通告件数	449	70	691	10	17	1,237
構成比	36.3	5.7	55.9	0.8	1.4	100

○児童虐待相談・通告の主な虐待者（平成 29 年度）



(6) 相談・通告の区別内訳

児童相談所で受けた相談・通告の区別内訳では、川崎区が最も多く宮前区、高津区、中原区、幸区、多摩区、麻生区の順になっています。

【現状】

平成 29 年度の相談・通告件数では川崎区（510 件）が最も多く、次いで宮前区（425 件）、高津区（420 件）となっています。

「その他」は本市で発生した事案ですが、調査等の結果、当該児童の居住地が川崎市以外であったものです。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
相談・通告件数	510	228	341	420	425	223	202	19	2,368
構成比	21.5	9.6	14.4	17.7	17.9	9.4	8.5	0.8	100

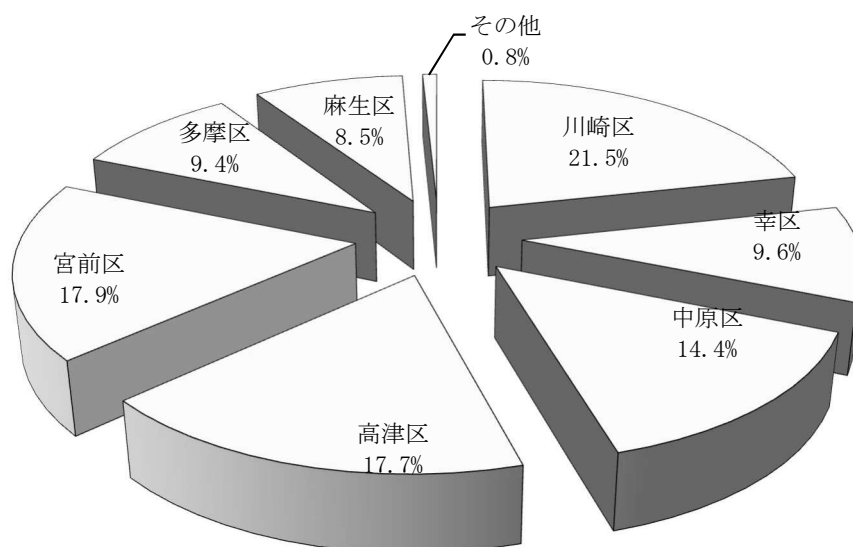
（参考：平成 28 年度）

相談・通告件数	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
構成比	25.2	13.2	16.4	13.7	11.3	10.5	9.3	0.3	100

（参考：平成 24 年度）

相談・通告件数	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
構成比	16.8	10.6	14.6	15.0	18.5	14.8	8.2	1.4	100

○児童虐待相談・通告件数の区別内訳（平成 29 年度）



(7) 虐待相談への対応状況

面接等による在宅での指導が最も多く、全体の約80%を占めています。

【現状】

平成28年度以前から継続した対応を行っている事例を含め、平成29年度中に援助方針会議を経て対応した件数は、2,411件でした。その中で、面接等による在宅での指導を行ったものが全体の80.5%となっています。虐待の再発防止や援助方針の決定など、児童相談所と区役所が中心となって各関係機関と連携し、支援を行っています。

	児童福祉施設 入所措置	里親等 措置委託	面接指導	その他	計
援助件数	81	17	1,942	371	2,411
構成比	3.4	0.7	80.5	15.4	100

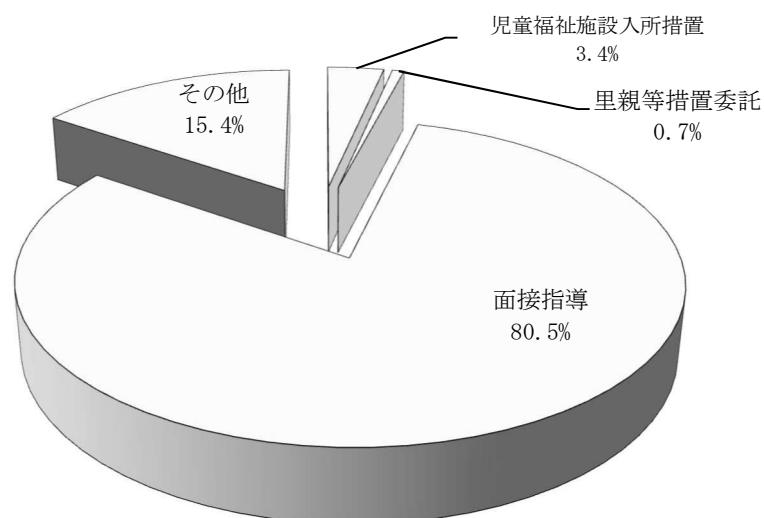
(参考：平成28年度)

援助件数	73	7	1,795	211	2,086
構成比	3.5	0.3	86.0	10.1	100

(参考：平成24年度)

援助件数	37	7	1,041	49	1,134
構成比	3.3	0.6	91.8	4.3	100

○児童虐待相談・通告後の対応状況（平成29年度）



(8) 出頭要求、立入調査等の実施状況

立入調査を1件実施しました。警察への援助要請を行って対応したケースが増加しました。

【現状】

子どもへの虐待を行った家族に対しては、保護者との信頼関係に基づく支援を基本としますが、保護者の同意が得られない場合でも、児童相談所長の権限により子どもの生命の安全の確保のために必要と判断する措置を行います。

平成29年度中は、警察の援助を受けながら、立入調査が1件実施されました。その他にも、対応する職員と子どもの安全確保のために、必要に応じて警察に対して行う援助要請件数が前年度の6件から12件に増加しており、警察との連携強化が図られていることが伺えます。

※ 平成29年2月に神奈川県警察本部と本市の間で、両者が緊密に連携して必要な情報を共有し、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確認を的確に行い、もって児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的に、「児童虐待事案に係る児童相談所との連携に関する協定」が締結されました。

(単位：件)

	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	保護者指導勧告
平成29年度	0	1	0	12	0
平成28年度	0	0	0	6	1
平成24年度	0	0	0	0	0

(9) 一時保護の実施状況

一時保護を行った子どもの保護の事由は、虐待によるものが前年の約60%から増加し約80%を占めています。

【現状】

子どもの心身の安全確保を第一の目的とし、「子どもの最善の利益」を保障するために、一時保護又は一時保護委託を実施しています。なお、一時保護とは児童相談所に設置されている一時保護所での保護であり、一時保護委託とは児童相談所の決定により乳児院、里親、病院等で委託による一時保護を行ったものです。

一時保護所

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他養護					
保護人数	338	41	3	20	6	0	408
構成比	82.8	10.0	0.7	4.9	1.5	0.0	100

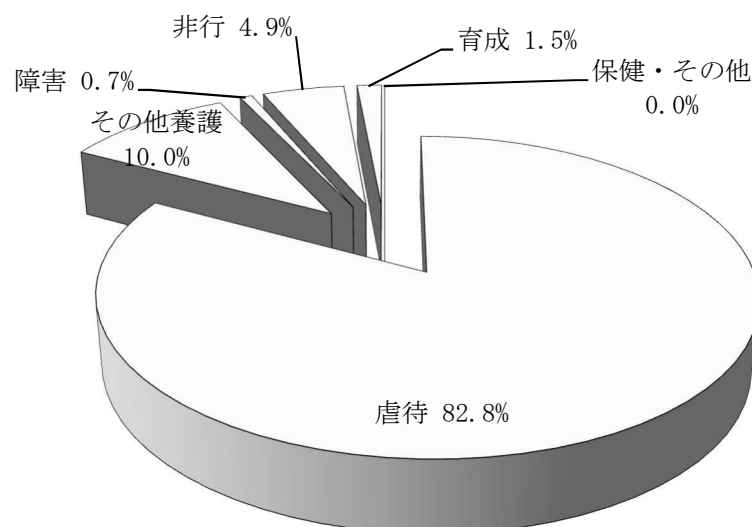
(参考：平成 28 年度)

保護人数	225	94	0	16	11	4	350
構成比	64.3	26.9	0	4.6	3.1	1.1	100

(参考：平成 24 年度)

保護人数	219	103	9	10	24	0	365
構成比	60.0	28.2	2.5	2.7	6.6	0	100

○相談事由別一時保護の実施状況（平成 29 年度）



一時保護委託

	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他養護					
保護人数	119	39	3	4	1	0	166
構成比	71.7	23.5	1.8	2.4	0.6	0	100

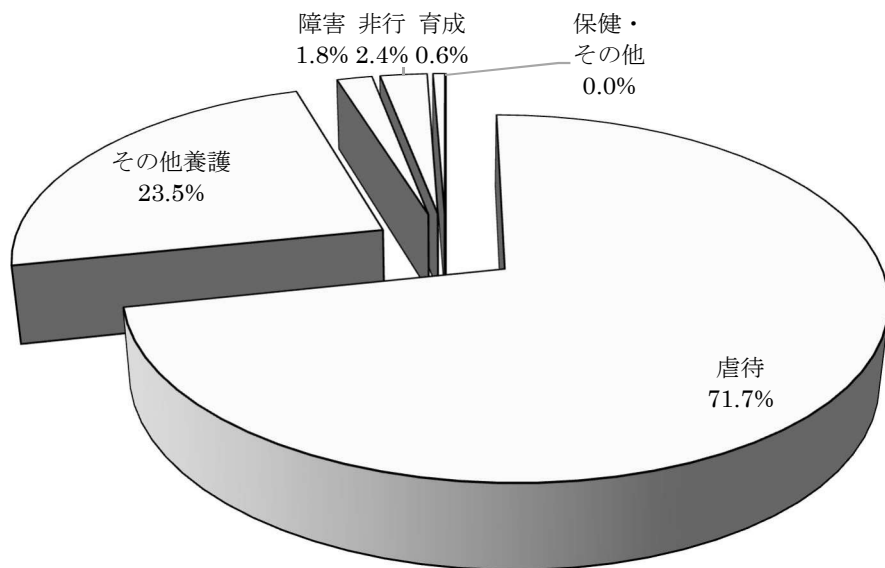
(参考：平成 28 年度)

保護人数	84	31	4	0	0	0	119
構成比	70.6	26.1	3.4	0	0	0	100

(参考：平成 24 年度)

保護人数	56	42	1	0	0	0	99
構成比	56.6	42.4	1.0	0	0	0	100

○相談事由別一時保護委託の実施状況（平成 29 年度）



3 区役所における児童虐待相談・通告の状況

(1) 相談・通告の種別

平成 29 年度に川崎市内 7 か所の区役所及び 2 か所の地区健康福祉ステーションで受けた児童虐待相談・通告件数は、895 件で、ネグレクトが最も多く全体の半数以上を占めています。

【現状】

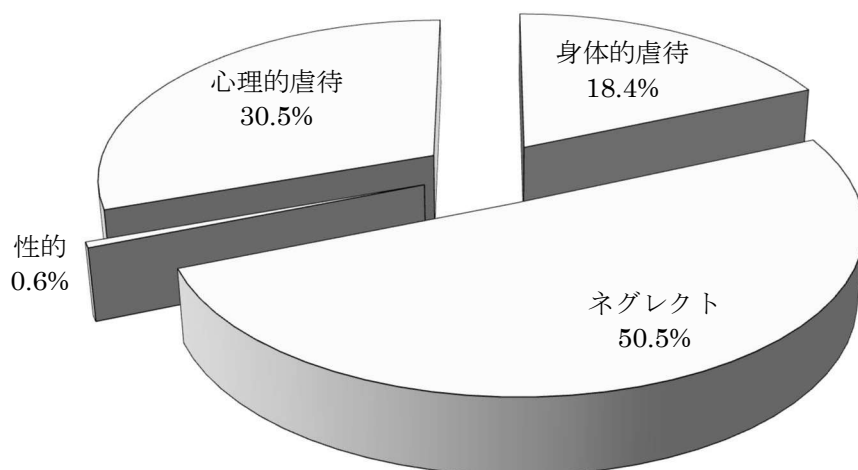
区役所における相談・通告の種別はネグレクトが最も多く、全体の半数以上を占めています。

種別 件数	身体的	ネグレクト	性的	心理的	計
相談・通告件数	165	452	5	273	895
構成比	18.4	50.5	0.6	30.5	100

(参考：平成 28 年度)

相談・通告件数	143	382	6	210	741
構成比	19.3	51.6	0.8	28.3	100

○児童虐待相談・通告の種別（平成 29 年度）



(2) 相談・通告の年齢内訳

児童虐待の相談・通告を受けた子どもの約 70% が就学前となっています。

【現状】

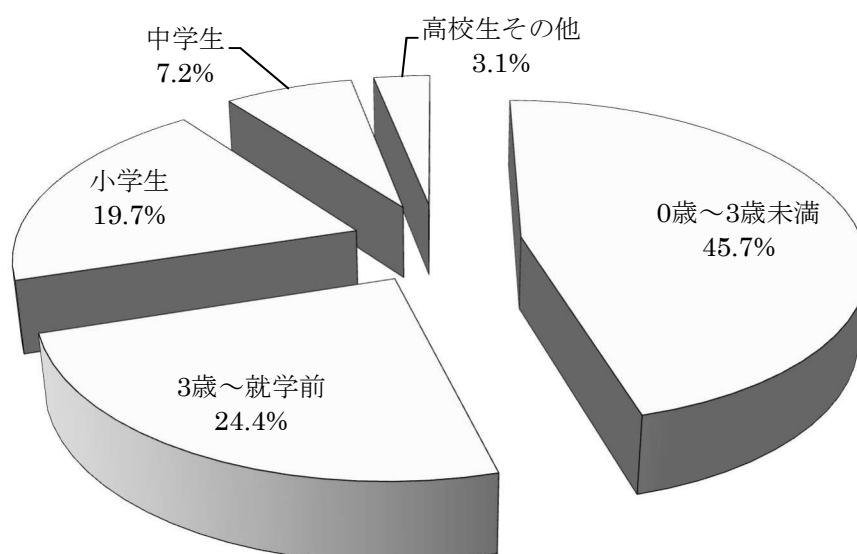
虐待の相談・通告を受けた子どものうち、0 歳～3 歳未満が 40% 以上を占め、次に 3 歳～就学前が続いており、就学前の年齢の子どもの割合が約 70% を占めています。中学生が 7.2% と若干増加し、高校生その他が 3.1% となっています。

	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談・通告件数	409	218	176	64	28	895
構成比	45.7	24.4	19.7	7.2	3.1	100

(参考：平成 28 年度)

相談・通告件数	304	195	164	61	17	741
構成比	41.0	26.3	22.1	8.2	2.3	100

○児童虐待相談・通告の年齢内訳（平成 29 年度）



(3) 相談・通告の区別受付状況

川崎区が最も多く、宮前区、麻生区、高津区、幸区、多摩区、中原区の順になっています。

【現状】

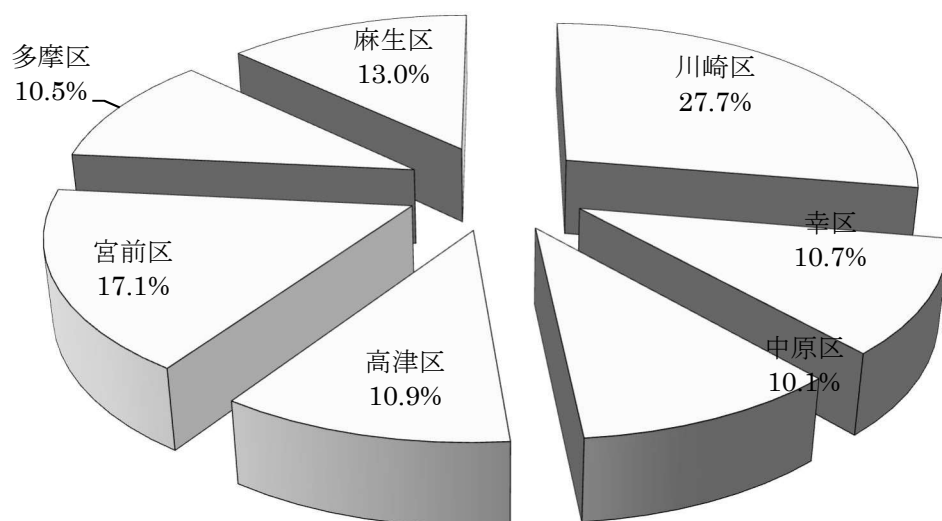
平成 29 年度の相談・通告件数では、川崎区 (248 件)、次いで宮前区 (153 件)、麻生区 (116 件)、高津区 (98 件)、幸区 (96 件)、多摩区 (94 件)、中原区 (90 件) となっています。

種別 件数	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
相談・通告件数	248	96	90	98	153	94	116	895
構成比	27.7	10.7	10.1	10.9	17.1	10.5	13.0	100

(参考：平成 28 年度)

相談・通告件数	243	100	78	91	82	64	83	741
構成比	32.8	13.5	10.5	12.3	11.1	8.6	11.2	100

○児童虐待相談・通告の区別内訳（平成 29 年度）



(4) 相談・通告の経路

保健所からの相談・通告が最も多く、次いで福祉事務所となっています。

【現状】

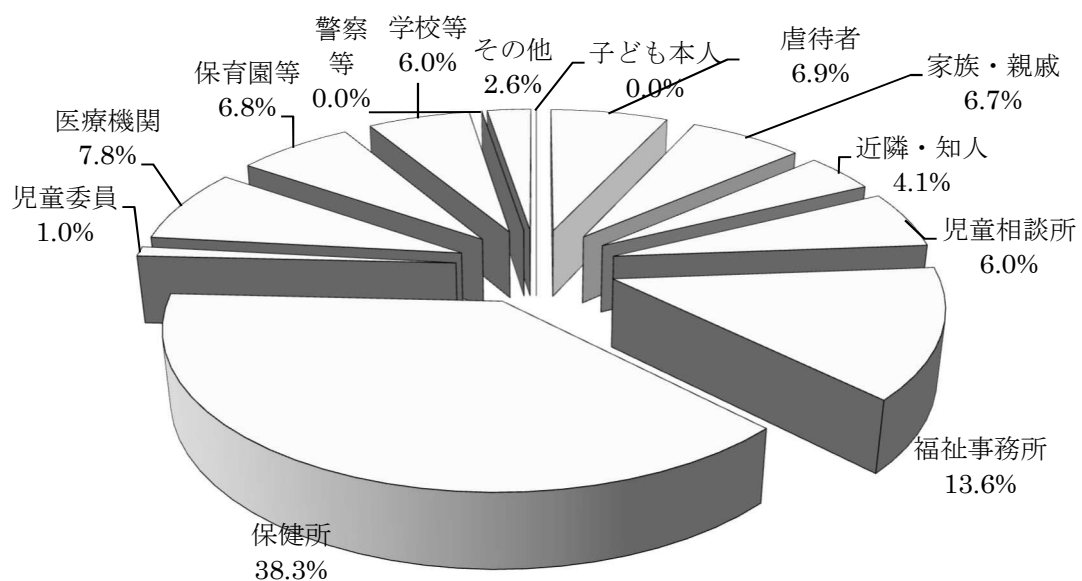
保健所からの相談・通告が最も多く、全体の 38.3%を占めています。区役所においては、母子保健事業等から要支援児童等が発見されることが多いことがわかります。

	子ども本人	虐待者	家族・親戚	近隣・知人	児童相談所	福祉事務所	保健所	児童委員	医療機関	保育園等	学校等	警察等	その他	計
相談・ 通告件数	0	62	60	37	54	122	343	9	70	61	54	0	23	895
構成比	0	6.9	6.7	4.1	6.0	13.6	38.3	1.0	7.8	6.8	6.0	0	2.6	100

(参考：平成 28 年度)

相談・ 通告件数	4	33	62	38	37	159	223	6	40	64	45	5	25	741
構成比	0.5	4.5	8.4	5.1	5.0	21.5	30.1	0.8	5.4	8.6	6.1	0.7	3.4	100

○児童虐待相談・通告の経路（平成 29 年度）



(5) 相談・通告の主な虐待者

主な虐待者は実母が最も多く、約80%を占めています。

【現状】

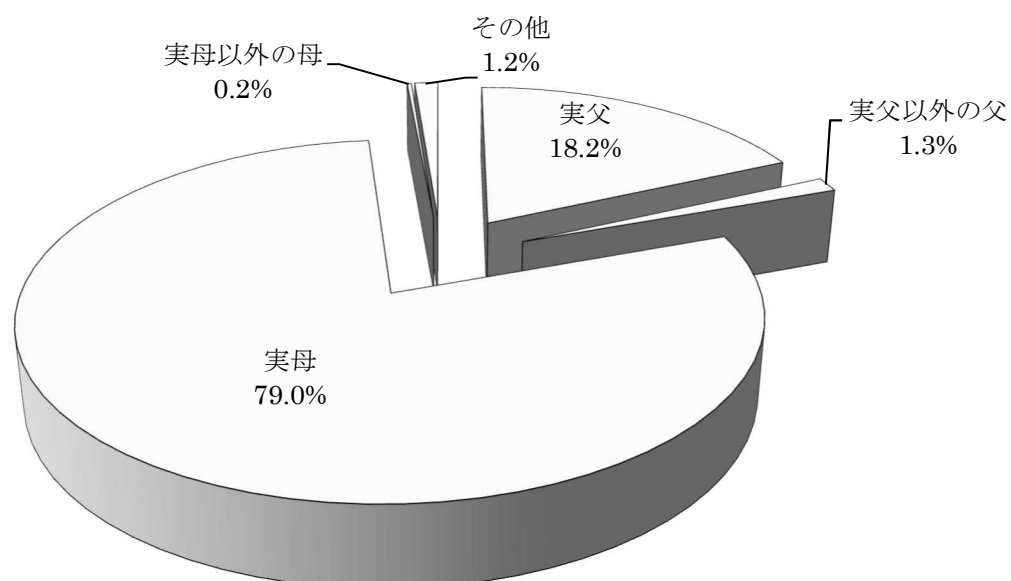
主な虐待者は実母が79.0%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者になってしまうなど、実母の養育負担の大きさが伺えます。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談・通告件数	163	12	707	2	11	895
構成比	18.2	1.3	79.0	0.2	1.2	100

(参考：平成28年度)

相談・通告件数	134	24	572	1	10	741
構成比	18.1	3.2	77.2	0.1	1.3	100

○主な虐待者（平成29年度）



(6) 要保護児童対策地域協議会取扱件数

川崎区における取扱件数が最も多くなっています。

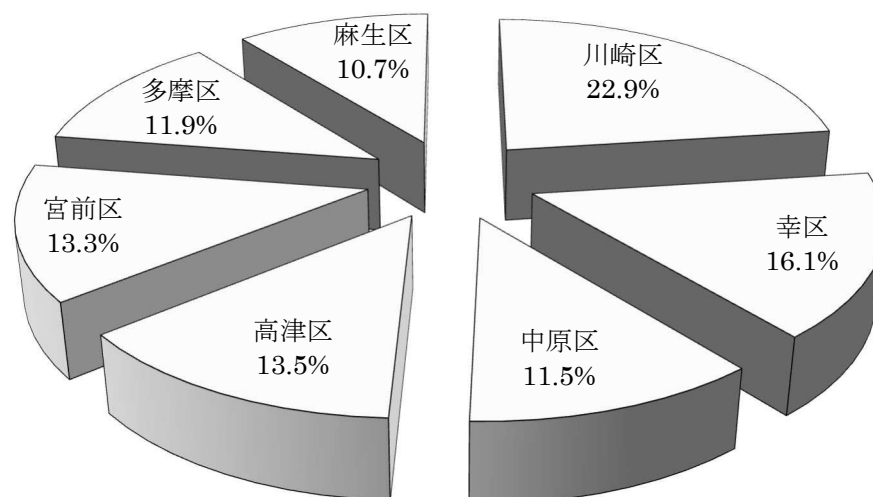
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
取扱件数	869	612	437	513	504	449	405	3,789
構成比	22.9	16.2	11.5	13.5	13.3	11.9	10.7	100

※平成 29 年度末、台帳に基づいて情報共有を行った児童数

(参考：平成 28 年度)

取扱件数	706	558	390	469	273	392	347	3,135
構成比	22.5	17.8	12.4	15.0	8.7	12.5	11.1	100

○要保護児童対策地域協議会取扱件数（平成 29 年度）



4 児童虐待防止等のための子育て施策の取組について

平成 25 年 3 月に策定した「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」では、児童家庭支援・児童虐待対策施策を推進するための 3 つの基本的な考え方である「子ども・子育てを支援する地域づくり」「関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応」「専門的支援の充実と人材育成」のもと、7 つの方針「1 地域での子育て支援の充実」、「2 虐待の発生予防策の推進」、「3 早期発見・早期対応の充実」、「4 専門的支援の充実・強化」、「5 社会的養護の充実」、「6 地域連携・広域連携等の強化」、「7 人材育成の推進」を定めました。

この基本的な考え方、方針に基づく児童虐待対策をはじめとする児童家庭支援施策を具体化するために、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の取組等を取りまとめ、平成 26 年 2 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し事業を推進してまいりました。

本計画では 28 の施策区分、72 の事業を示しており、計画期間内において各年度ごとに、それぞれの事業について、成果や実施状況、達成度、次年度に向けた課題等を取りまとめ、報告をいたしますが、平成 29 年度においては、各事業が概ね順調に推進されているとの評価を示しております。

今後は、新たに策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン（平成 30 年～平成 33 年度）」に基づき、本市の子育ての状況や児童虐待の発生状況等の変化に適切に対応しながら、事業を推進してまいります。またプランの進捗管理にあたっては、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において全庁的な協議、調整を行い、子育て支援及び児童虐待対策をより充実させ、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めてまいります。

< 7 つの方針の概要 >

（１）地域での子育て支援の充実

子育て家庭を支援するために、地域の社会資源の有効活用や地域での子育て支援活動をマネジメント・コーディネートするとともに、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、地域に即した支援策を展開するためのネットワークづくりを推進します。

（２）虐待の発生予防策の推進

虐待の発生予防に向け、育児不安等の相談・支援ニーズを早期に把握し、継続した個別支援ができるよう相談支援体制の充実に向けた施策や妊娠期に必要な知識の普及啓発を行います。児童虐待防止に関する市民意識を高めるための普及啓発活動を行います。

（３）早期発見・早期対応の充実

母子保健事業及び乳幼児健診未受診などへの適切な支援を行うとともに病院、保育園、学校等と連携し、要支援家庭の早期発見・早期対応を図ります。また、民生委員児童委員・主任児童委員等と連携し、地域での見守り体制の充実を図ります。また、虐待通告については、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターが連携し対応するとともに、要保護児童対策地域協

議会を活用し要保護児童等に対する支援の進行管理と情報共有を図ります。

(4) 専門的支援の充実・強化

児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と権限に基づき専門性を発揮し、個々のケースに応じた適切な支援を行います。また、高い専門性を求められる事例への対応については、精神保健福祉センターや障害者更生相談所などの専門機関と連携した支援を充実させるとともに、医師や弁護士など専門家と協力・連携し対応の充実を図ります。

(5) 社会的養護の充実

社会的養護の必要性を理解するための啓発活動を充実させるとともに、社会的養護の質の向上に努めるための施策を推進します。また、施設養護の充実、里親支援の充実に努めます。

(6) 地域連携・広域連携等の強化

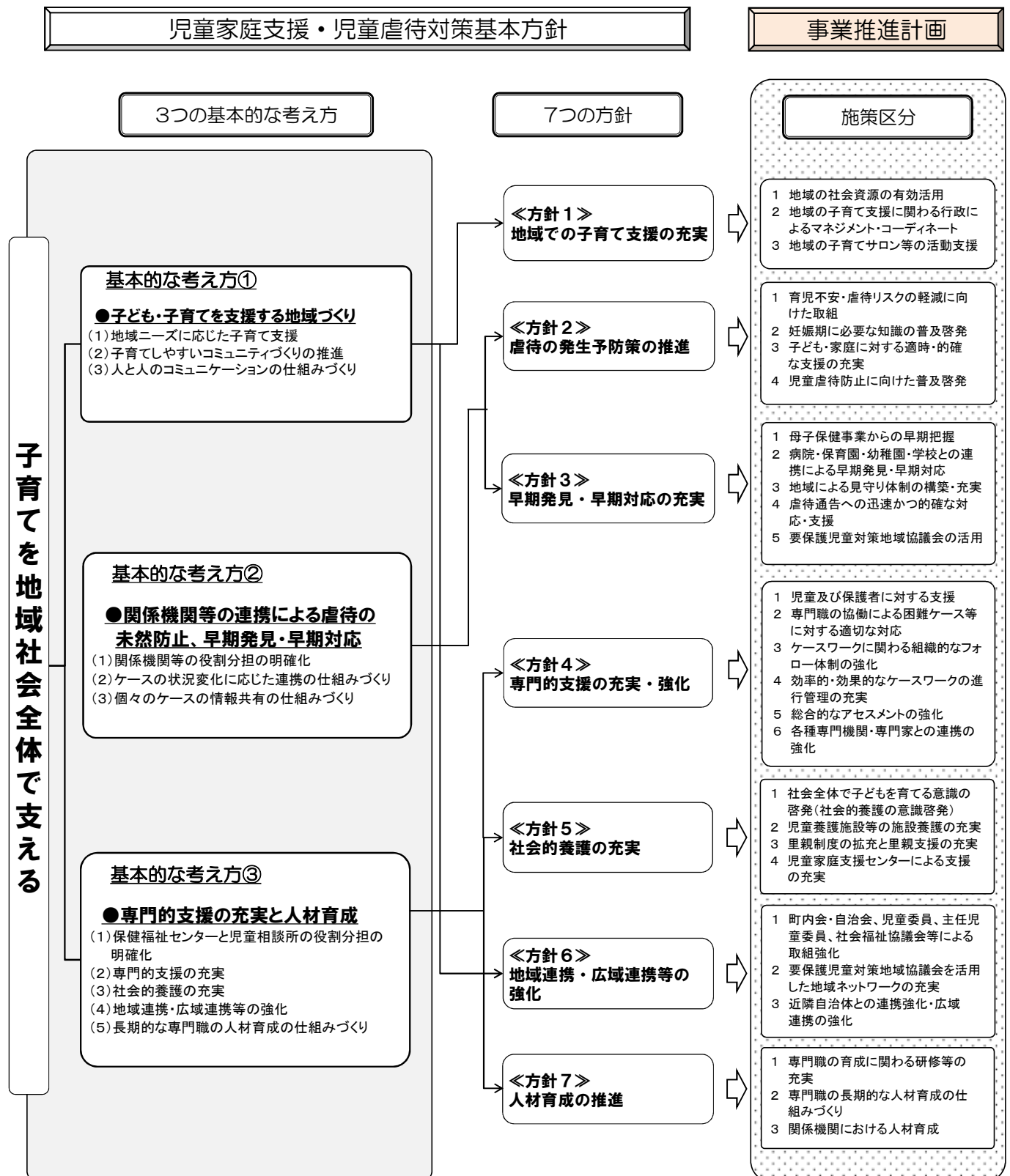
関係団体と連携し様々な施策を展開するとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し地域ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・早期対応や実効性のある支援を実施します。また、支援を行っている家庭が県内外に転居した場合でも援助の継続性を担保できるよう県内自治体との連携を強化するとともに県域を超えた広域連携を強化していきます。

(7) 人材育成の推進

保健・医療・福祉等の専門職の育成に関わる研修等を充実し、人材育成を着実に推進します。また、行政職員、関係機関の職員の資質向上のための人材育成に取り組みます。

～計画の体系図～

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」に基づく事業推進計画



「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」 平成29年度事業実施状況

基本的な考え方① 子ども・子育てを支援する地域づくり

《方針1》地域での子育て支援の充実 ※達成度：1 目標を大きく上回って達成、2 目標を上回って達成、3 目標をほぼ達成、4 目標を下回った、5 目標を大きく下回った

施策区分1 地域の社会資源の有効活用

※所管課 こと⇒こども未来局 区⇒各区役所

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図る。	市内53か所で地域子育て支援事業を実施した。 ○実施箇所 ・一般型支援センター27か所（保育所併設型21か所、単独型6か所） ・連携型支援センター26か所（こども文化センター26か所） ○支援センター利用者数49万7,254人 ○相談件数 2万6,956件	3	・子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感に対応する必要がある。 ・地域子育て支援センターの運営を円滑に実施し、育児に向き合う保護者の子育ての負担、不安感等の軽減に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図る。	同規模で継続	こと企画課
	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力向上の推進	市内に4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。	○市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」で実施 ・延べ利用者数 1万4,054件 ○子育てサポートヘルパー会員研修を年4回実施 ・実施日及び受講者数 ①平成29年6月8日：28人参加 ②平成29年8月2日：8人参加 ③平成29年11月16日：5人参加 ④平成30年2月1日：25人参加 ※新規登録子育てヘルパー会員数 66人 ○平成29年度末登録会員状況 利用会員 1,140人 子育てヘルパー会員 764人 両方会員 12人	3	・市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、地域における育児の相互援助活動を推進しているが、ヘルパー会員の拡充等が必要となっている。 ・引き続き、研修等を実施しヘルパー会員の確保に努めるとともに、周知・広報に努め、事業を着実に推進する。	同規模で継続	こと企画課
	子育て支援にかかわる関係機関・団体等とのネットワーク会議の開催	地域の子ども・子育て支援に関わる様々な機関、団体、子育て中の親が連携し、安心して子育てができるように地域課題を共有し、地域ニーズに沿った支援策を展開、推進する。	・子育て支援活動に関わる関係機関や団体等により組織されたネットワーク会議において、情報共有、意見交換等を通じ、地域の子ども・子育てに関する課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行った。 ・各区、テーマごとに部会を設ける等、地域の子ども・子育てに関する課題への取り組みについて協議し、協働して展開をした。 ・会議でネットワークの繋がりが推進され、日常の相互連携が更に図られた。	3	子どもが健全に育ち、子育てしやすい環境づくりを地域全体で取り組んでいくため、引き続き地域みまもり支援センターを中心としたネットワークの拡充及び継続的な取り組みが必要である。	同規模で継続	区地域ケア推進担当

地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	子育てグループ等への各種支援及び連携	・地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図る。 ・区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育て支援の連携・拡充を図る。	・地域において親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む地域子育て自主グループ3団体に対して活動費を補助し、乳幼児の健全育成及び地域における育児力の向上を図った。（企画課） ・子育て支援グループ等、支援者向けの実技・講座の学習会を開催する等、地域で子育てを支える人達の人材育成を図った。 ・子育て支援グループ等の活動周知について、様々な媒体を活用した広報を実施した。（多摩区）	3	・保護者間で協力し合いながら、地域で乳幼児の健全育成活動を行う子育て自主グループに対して、引き続き、川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金を交付し、活動を支援することで、育児を行う親の孤立化を防ぐとともに、乳幼児の心身の健全な育成、地域での子育て力の向上を図る。（企画課） ・地域の子育て支援者に対し、多様な保護者・児童への関わり方など、子育て支援に関するグループ・ボランティアの知識の向上を図る。 ・子育て支援グループ等が継続的に活動が行えるよう、引き続き広報支援を行っていくことが必要である。（多摩区）	同規模で継続	区)地域ケア推進担当 区)保育所・地域連携担当 区)地域支援担当 区)企画課
	育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	地域の子育て支援活動団体や関係機関等と行政の連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行う。	・こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援活動団体や関係機関と行政間で、各々の役割や機能の情報共有及び連携協働を図った。 ・関係所管課との庁内会議の開催により、情報共有、及び連携強化を図った。 ・身近な地域において、民生委員児童委員、主任児童委員との連携による情報の共有やボランティア活動等を通して、子育て家庭に寄り添える地域人材の育成に取り組んだ。 ・親の孤立感や育児不安等の現代の子育て事情や子育て支援の課題等をテーマに講演会等を開催し、地域全体で子育てを見守り、支援する意識を高める機会とした。	3	・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感や育児不安感、負担感が増大しており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。 ・子どもをめぐる課題が複雑になっていることから、安心して子育てができるよう、積極的に地域に出向くことで、さらに関係機関との情報共有を進め、横断的な支援を進めていく必要がある。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当 区)地域支援担当

地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり	関係機関との連携による子育て家庭への支援の充実	こども支援ネットワークに関する会議を開催し、子育て支援関連機関、団体、施設等の間で、地域における子育て支援に関する情報を共有し、連携協働した地域全体での子育てを支援する環境づくりを推進するとともに、地域の子育て支援関連団体等の活動の活性化を図り、子育て家庭への支援を充実する。	- こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図った。 - 幼稚園、保育園、小学校が保育参観、授業参観等の実施を通して、互いの状況や課題の把握及び情報共有を図るとともに、関係機関の役割の理解を深め、連携を強化した。 - 年長から新1年生になる児童と家庭への支援のため、新1年生向け啓発チラシ等を作成、配布した。 - 子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施した。 - 子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図った。	3	- 人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化などにより、育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援が求められている。 - 引き続き地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していくことが必要である。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当 区)保育所等・地域連携担当 区)地域支援担当
------------------------	-------------------------	--	--	---	--	--------	---

施策区分2 地域の子育て支援にかかわる行政によるマネジメント・コーディネート

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
	地域の子ども・子育て支援に係る情報の把握・分析及び支援に向けた企画・調整	子ども・子育て支援の現状や課題を、地域の子育て支援活動団体や関係機関等と共有し、連携を図りながら課題解決に向けて支援体制を構築していく。	- ネットワーク会議において、関係機関、団体等との意見・情報交換等を通じ、地域の子ども・子育てに関する課題を把握し、今後の施策の方向性について共有を図った。 - 今後の事業展開につなげるため、各区地域みまもり支援センターが実施する事業において、アンケート等により区民ニーズの把握した。	3	- 社会状況等で変化する地域の子育て状況や多様化するニーズ、地域の子育て支援活動の状況を様々な機会を通じ把握する機能を強化していく必要がある。 - 地域での子育て支援者同士の更なる連携強化の仕組みづくりが必要である。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当
地域の子育て支援にかかる仕組みづくり	こども支援室が中心となり保健福祉センター等関係部署との連携による地域活動への支援	区における子育てを地域社会全体で支えていくために、こども支援室が中心となり保健福祉センターを始めとする関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図る。	- 各区地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めた。 - 関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開した。	3	各区地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に向けた取組が必要である。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当

施策区分3 地域の子育てサロン等の活動支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
子育て支援にかかわる機関との連携強化	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の活動内容を紹介することにより、子育て中の区民の参加を促すとともに地域の子育てグループ等の活動を人的側面で支援する。	・各区地域みまもり支援センターや区役所内関係課とともに、各区内の子育て支援に関する現状や課題を更に調査し、収集した子育て支援機関等の活動場所、活動内容を様々な媒体を活用して情報提供をした。また、把握した課題を地域とともに解決できるよう、情報を地図等にして子育て中の区民の参加促進、子育て支援グループの活動支援を行った。 ・区内で活動する子育てグループ等の活動サポートを行い、子どもの保育や遊びの提供などを行い、グループ活動の支援を行った。	3	・子育て支援機関等の活動の活性化のために、より詳細な活動内容を区民に示して一層の参加を促す必要がある。 ・子育てグループ等の活動の支援強化のため、ボランティア等の育成を図る必要がある。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当 区)保育所等・地域連携担当 区)地域支援担当
相談支援の適切な情報提供、連携の充実	こども支援室及び保健福祉センターによる地域の子育て情報の収集・発信	保健福祉センターや関係機関等との諸会議を通じ、地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じ、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に情報提供することにより、子育てに対する不安や孤立感を軽減し、安心して子育てを行うことができる環境を整備する。	・収集、作成した情報を子育て情報誌やホームページなどに掲載するとともに、情報コーナー、区庁内窓口及び関係機関等に広く配布するなど情報提供を行った。	3	・関係機関等から多くのチラシ、パンフレット等が送付されてくるため、情報コーナー等で効果的に配架する必要がある。また、ホームページを見やすく利用しやすいものにする必要がある。 ・子育てアプリ等多様な媒体を活用し、より利便性の高い情報提供サービスの展開を検討していく。	同規模で継続	区)地域ケア推進担当 区)保育所等・地域連携担当 区)地域支援担当

基本的な考え方② 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

《方針２》虐待の発生予防策の推進

施策区分１ 育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
思春期からの保健教育の推進及び妊娠期からの子育てに必要な情報提供	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	保健福祉センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努める。	市内の小中学校や高等学校、地域の施設等と連携し、児童や保護者、教員に対し、思春期の心と身体、性と性感染症予防、などのテーマで命の大切さを考える健康教育を実施した。	3	健康教育が効果的に実施できるよう、実施方法を充実させるために、今後も学校保健及び地域との連携を図っていく必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	母子健康手帳交付時等の機会をとらえた相談支援の充実	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心・安全な妊娠期を過ごせるように支援する。	母子健康手帳交付時に、各区に設置された母子保健コーディネーターが全数面接を行い、地域の子育てサービスの情報提供や保健福祉センターの活用等について案内を実施した。また母子保健コーディネーター連絡会を開催し、妊娠期から支援の必要な家庭へのより早期から子育て期まで切れ目のない支援に充実を図った。	3	母子保健コーディネーターのスキル向上に向けた研修等を実施し、様々な課題を抱えた要支援者への支援及び他機関・多職種の連携の充実を図る必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課

施策区分２ 妊娠期に必要な知識の普及啓発

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
妊婦健康診査の受診勧奨及び子育てに必要な知識等の普及啓発	妊婦健康診査受診率の向上に向けた取組の推進	安心・安全な妊娠期や産じょく期を過ごすため、妊婦健康診査についての広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実する。 ※産じょく期・・・妊娠や分娩によって変化した体が妊娠していないときの状態にもどるまでの期間	・妊婦健康診査補助券利用件数は176,494件であった。 ・ホームページや母子健康手帳交付時を活用して妊婦健康診査や償還払いの周知を図った。	3	今後も安心・安全な妊娠期を過ごせるよう助成制度を継続実施していく。また、妊婦健康診査の重要性と償還払いの制度について、母子健康手帳交付時等の周知を引き続き実施していく。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	母子健康手帳記載内容の充実及び乳幼児健康診査等母子保健事業を通じた普及啓発の推進	母子健康手帳の記載内容を充実するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて普及啓発を推進する。	・母子健康手帳の記載内容を充実するとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、子育てに必要な情報提供を積極的に行った。 ・乳幼児期の起こりやすい事故について記載を充実させ、事故防止の普及啓発を図った。	3	今後も国の動向に注視しながら、妊娠期に必要な知識や子育てに必要な情報の提供を継続して実施する必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課

妊婦健康診査の 受診勧奨及び子 育てに必要な知 識等の普及啓発	妊婦健康診査事 業及び周産期の 相談支援の充実 に向けた検討	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健 サービスの情報提供の充実を図り、安心・安 全な妊娠期を過ごせるように支援する。	・母子健康手帳交付時には、母子保健コー ディネーターが面接を行い、両親学級等 による保健福祉センターの活用や、身近な地 域での子育てサービスの情報を提供すると ともに、状況により助産師や地区担当保健 師に繋げて継続支援を行った。 ・妊娠期からのハイリスクケースの把握と 支援の強化に向け、医療機関・行政関係者 を対象とした研修会を開催し、連携を推進 した。	3	・今後も妊婦健康診査等を通じて、育児不 安等様々な相談・支援ニーズを早期に把握 し、継続した個別支援が実施できるよう相 談支援体制の充実を推進していく。 ・母子健康手帳交付時からの充実した相談 体制を推進していく。	同規模で 継続	区)地域支 援担当 こ)こども 保健福祉 課
	妊娠・育児に関 する学習・実習 (プレパパ・プ レママ教室)の 機会の提供	区役所児童家庭課において両親学級(プレパ パ・プレママ教室)を実施し、妊娠・育児に 関する学習・実習の場を提供する。	妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加 の促進に向け、各区地域支援担当における 両親学級、また、就労中のニーズに応える ため、市看護協会において土曜開催のプレ パパ・プレママ教室や、市助産師会による 日曜開催の両親学級も実施した。妊娠中か ら産後の生活や育児についての教育等の充 実を図り、沐浴、妊婦体験ジャケットの体 験や座談などを通して父親の育児参加意識 を高めた。	3	少子化や核家族化などの社会環境の変化に より、育児体験が少なく妊娠・育児を迎 え、育児不安等に悩む両親も多いため、学 習・実習の場の提供することにより、出 産・育児に向けた知識の取得や意識を高め るとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲 間づくりにも取り組む必要がある。就労し ている妊婦の増加に伴い、受講しやすい他 機関との連携を進めていく。	同規模で 継続	区)地域支 援担当 こ)こども 保健福祉 課

施策区分3 子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
的確な相談・支援ニーズの把握と必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援の充実	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問等）等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業について、こんにちは赤ちゃん訪問は1,645件、新生児訪問等は11,611件実施し、訪問実施率は93.8%（出生数14,136人）となった。長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除き、ほぼすべての家庭を訪問し、過去最高の訪問率を達成した。	3	今後も乳児家庭全戸訪問事業等によりすべての家庭を対象として支援ニーズを把握し、適切なフォローにつなげる。また、より早期から要支援家庭を把握し、地域や相談機関とのつながりをつくり、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施することで、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化	相談支援に従事する専門職の充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化により、子ども・家庭に対する適時・的確な支援を充実する。	地域みまもり支援センターに設置された地域支援担当において、業務ガイドラインに基づいた相談支援を実施することで、引き続き子ども・子育てに対する適時・的確な支援を行った。	3	今後も相談支援に従事する専門職のスキルの充実、業務ガイドラインの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化により、子ども・家庭に対する適時・的確な支援を充実する必要がある。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課
	産後ケア事業による早期相談支援の検討	産科医療機関から退院直後の母子の心身ケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスを提供及び必要に応じた個別支援を行う。	通年で、産後ケア宿泊型143件（延利用日数615日）、訪問型232件（延利用日数232日）の利用があった。より早期から要支援家庭を把握し、地域みまもり支援センター等につなげることにより、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を実施した。	3	今後も産後ケア事業を実施することにより、退院から4か月までの母子の心身ケアや育児のサポートを実施する。また、新たに産後ケア「来所型」を実施し、産後の母子支援に対する多様なニーズに対応することで、支援の必要性がある家庭の把握と支援の充実を図る。	拡充	区)地域支援担当 こ)こども保健福祉課

施策区分4 児童虐待防止に向けた普及啓発の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童虐待防止等に向けた啓発活動	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高める。	・行政主体の啓発活動として、ＪＲ南武線の窓上に啓発ポスターの掲出、成人の日を祝うつどいパンフレットへの啓発記事掲載、式典会場での啓発物品の配布を行った。 ・11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、子育て支援者、関係機関と協働し、区民祭、区役所の子育てフェスタへの来場者での啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行った。 ・児童虐待防止普及啓発として、小学生のチームを対象とした「オレンジリボン・ファミリーカップ」（フットサル大会）を開催し、24チーム、約500人の児童、コーチ及び保護者の参加があった。 ・一般社団法人と協働し、第3庁舎ロビーで「オレンジリボンコンサート」を開催した。	3	子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討が必要である。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方② 関係機関等の連携による虐待の未然防止、早期発見・早期対応

《方針3》 早期発見・早期対応の充実

施策区分1 母子保健事業からの早期把握

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
妊婦健康診査実施医療機関との連携強化	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実する。	全市及び市内を3つに分けたブロックにおいて産科医療機関等の連絡会議を開催し、要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実に向けて情報や課題の共有を図った。	3	今後も妊婦健康診査を実施する医療機関等との連絡会議の開催等、連携の更なる強化や、行政による支援が必要な妊婦を把握し継続的な支援を行う体制の更なる充実を図る必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問、未熟児訪問）の推進	乳児家庭全戸訪問の充実（92.0%実施）	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業について、こにちは赤ちゃん訪問は1,645件、新生児訪問等は11,611件実施し、訪問実施率は93.8%（出生数14,136人）となった。長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除き、ほぼすべての家庭を訪問し、過去最高の訪問率を達成した。	3	今後も乳児家庭全戸訪問事業等によりすべての家庭を対象として支援ニーズを把握し、適切なフォローにつなげる。また、より早期から要支援家庭を把握し、地域や相談機関とのつながりをつくり、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施することで、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳幼児健康診査未受診者の状況把握と対応	乳幼児健康診査受診率の向上（全乳幼児健診受診率平均90.5%）	乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図る。	・直営健診について、1歳6か月児は受診者数14,224人で受診率97.1%、3歳児は受診者数13,402人で受診率95.7%であった。 ・委託健診について、3～4か月児は受診者数14,223人で受診率96.4%、7か月児は受診者数14,278人で受診率95.7%、5歳児は受診者数13,237人で受診率82.1%であった。	3	全乳幼児健診の平均受診率は、平成29年度において93.4%であり、28年度より向上した。多くの乳幼児の状況が把握できる乳幼児健康診査事業を通じて虐待予防や発達の課題等を把握が必要である。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
	乳幼児健康診査未受診者に対する適切な支援の実施	乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、相談支援の場としての機能を充実する。	健診未受診者について、電話や家庭訪問等により乳幼児の状況確認と受診勧奨を実施した。	3	母子健康手帳交付時や受診案内送付時において、乳幼児健康診査が子どもの発育状況を確認できる重要な場であることを市民に周知するとともに、健康診査未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、今後も継続して実施する必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課

乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化	母子保健事業の充実・強化を踏まえた委託医療機関との連携手法の検討	既存の乳幼児健康診査事業の再構築を行い、委託医療機関との連携を強化して実施することで、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につなげる。	・かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、これらの情報を踏まえた上で、虐待や発達の課題に対応できるように努めた。 ・医療機関と連携は円滑に行うよう地域みまもり支援センターの地区担当保健師が医療機関に出向き、顔の見える関係構築を図った。	3	地域みまもり支援センターと地域の乳幼児健康診査実施医療機関との連携がより円滑になるよう情報提供の方法等検討が必要である。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
	母子保健情報の一元管理手法の検討	乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実する。	・乳幼児健康診査について、3か月児・7か月児・5歳児の各健康診査を市内の医療機関に委託して実施することで、かかりつけ医で健診を受けることができ、これらの情報を踏まえた上で子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期治療につなげるように努めた。 ・母子保健情報管理システムの導入により、母子保健の情報を集約することで、未受診者の把握やフォローを迅速に行うことができた。	3	医療機関との連携が円滑に行えるよう、健康診査等帳票類の見直しや顔の見える関係の構築を推進していく必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) こども保健福祉課
乳幼児健康診査事業における健診委託医療機関との連携強化	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	・子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実する。 ・虐待等の問題を抱える家庭に対して、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある登録子ども家庭支援員を派遣する。	養育支援訪問を延べ331件実施した。妊娠・出産時や新生児訪問・未熟児訪問等から、早期に養育支援が必要な家庭を把握し訪問を行った。	3	児童虐待相談・通告件数の増加等の社会環境の変化に対応できるよう、各区地域みまもり支援センターで実施している児童家庭相談援助との業務整理を引き続き検討していく必要がある。	同規模で継続	こ) こども保健福祉課 こ) 児童家庭支援・虐待対策室

施策区分2 病院・保育園・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
関係機関、児童相談所、こども支援室及び保健福祉センターとの連携	連携会議等を活用した情報共有の推進	・地域の子育て支援関係機関や関係部署等と連携を深め、支援を必要としている子育て家庭に必要な支援を、迅速・的確に対応できる仕組みを構築する。 ・医療機関や児童の所属する機関との連携・強化を図るため要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、活用することにより要保護児童等の情報の共有を図る。	・各区のこども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援活動団体や関係機関と行政間で、各々の役割や機能の情報共有及び連携を深め、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる地域の仕組みづくりを行った。 ・関係所管課との庁内会議の開催により、情報共有及び連携強化を図り、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる仕組みの調整を行った。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の連携調整部会における、ケース支援の進捗管理、情報共有、支援方針の確認などが機能的に実施できるようにしていくため、支援の方向性を共有して円滑な支援が実施できた。	3	・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。今後も各区地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取り組むことが必要である。 ・虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化が必要である。 ・川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）において、構成機関病院で共通して活用できるハンドブック等をさらに普及させるとともに、調整担当者部会の活動を通じて、児童相談所等との円滑な業務執行を推進できる体制を構築する。	同規模で継続	区) 地域ケア推進担当 区) 地域支援担当 区) 児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 地域による見守り体制の構築・充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
保健福祉センターと民生委員児童委員等地域の支援者との連携強化	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実	こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行う。	こんにちは赤ちゃん訪問事業を1,645件実施し、必要な情報提供を行うことで、産後早期から地域や相談機関とのつながりを作り、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行った。	3	今後はより早期から要支援家庭を把握し、各家庭に必要な地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を防ぐ必要がある。地域みまもり支援センターと連携し身近な近隣の訪問員の養成や地域で子育てを支える環境づくりを進めていく。	同規模で継続	区) 地域支援担当 区) こども保健福祉課
	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん訪問事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行う。	こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員研修や連絡会を実施することで、こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じて、産後早期から地域や相談機関とのつながりを作り、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援が行えるように努めた。	3	今後も訪問員に対する研修や連絡会を適時・適切に実施し、訪問員の資質向上や課題の共有化を図ることで、身近な近隣の訪問員が地域での子育てを支える環境づくりを推進していく必要がある。	同規模で継続	区) 地域支援担当 区) こども保健福祉課

施策区分4 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所と保健福祉センターの役割に基づく連携、個別ケースへの適切な支援	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	児童相談所及び保健福祉センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務におけるケース管理手法を検討し、効果的な支援を実践する。	- 児童相談所と区保健福祉センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施した。 - 平成29年度区役所での虐待相談・通告件数は895件、虐待以外の児童家庭相談件数は4,595件、合計5,489件であった。 - 平成29年度児童相談所での虐待相談・通告件数は2,368件であった。（前年度比11.0%増）	3	- 平成28年度に児童福祉法等の改正等に基づき川崎市児童虐待対応ハンドブックを一部改訂したことから、引き続き、各機関等に周知する。 - また、地域みまもり支援センター職員が児童相談所からの専門的援助を受けながら適切な判断・支援を行う必要がある。 - 児童家庭相談援助業務のケース管理を効率的に実施するため、児相と区をつなぐ「児童相談システム」を構築・導入し、的確で漏れのないケース管理を実現する。	同規模で継続	区)地域支援担当 区)児童家庭支援・虐待対策室
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び保健福祉センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。	- 連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、事務局を各区地域みまもり支援センター地域支援担当サポート担当が担っており、各区で活発な検討が行われた。ケース進行管理台帳等資料をもとに全数確認は年3回実施するとともに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月の会議にて確認を行った。 - 全市連携調整部会開催回数 合計84回 全数確認21回 検討合計63件。 - 個別支援会議は、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議（534回）し、検討世帯の実数316世帯、検討した子どもの実数476人、検討した子どもの延数812人であった。 - 平成28年度から、各区要保護児童対策地域協議会において、学識者等によるスーパーバイズを活用している。	3	- 各区でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施する必要がある。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていく必要がある。 - 教育委員会学校・地域連携担当との連携を強化するとともに、必要に応じて区実務者会議連携調整部会の会議運営の充実を図る必要がある。 - 児相と区をつなぐ「児童相談システム」を構築し導入し、区実務者会議連携調整部会の効率的な運用を実現する。	同規模で継続	区)地域支援担当 区)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分5 要保護児童対策地域協議会の活用

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度 の取組	所管課
関係機関の円滑な連携・協力の確保	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有の推進	法定（児童福祉法第25条の2）されている「子どもを守る地域ネットワーク」として、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成され、要保護児童等の情報交換や支援内容の決定、責任体制の明確化、関係機関からの円滑な情報提供を図り、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応を図る。	・代表者会議（年2回） 要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「居住実態が把握できない児童の調査」の報告や課題の検討、研修会を実施した。 ・各区実務者会議代表者部会【年2～5回】 地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施した。 ・各区実務者会議連携調整部会（毎月） 区関係職員及び児童相談所によりケース進行管理（ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業）を行った。特に各区の学校・地域連携担当も連携調整部会に毎回参加し、円滑な情報共有が図られた。 ・個別支援会議 地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別会議（ケース主担当による適宜開催）：延べ812件、計534回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス（情報交換、支援方針確認、役割分担）を行った。	3	・要保護児童対策地域協議会について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、教育委員会学校・地域連携担当との連携をさらに強化する必要がある。 ・社会保障審議会児童部会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について『第13次報告書』」においても0歳児の死亡事例が依然として多いことや、妊娠期からの関与がある事例などを参考に本市における対策の充実を図る。 ・学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図る。 ・今後も引き続き実施される予定である「居住実態が把握できない児童調査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用していく。	同規模で継続	区)地域支援担当 区)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

《方針4》専門的支援の充実・強化

施策区分1 児童及び保護者に対する支援

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童に対する支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親等）の連携による専門的な支援充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。	児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めた。	3	児童相談所、区地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化が必要である。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
児童に対する支援の充実	児童相談所一時保護所運営に関するガイドラインの検討及び策定	多様な背景を持つ児童の個性尊重及び安定かつ公平な保護所運営を図るため、保護所運営に関するガイドラインを策定する。	・平成26年度に策定した一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施した。	3	一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施する必要がある。 必要に応じてガイドライン等の見直しについて検討を行う。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
保護者に対する支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）の連携による専門的支援の充実	関係機関（区役所、児童相談所及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。	児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な支援を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会個別支援会議や連携調整部会等各種会議を活用し、個別ケースの役割分担の明確化、適切な援助方針策定及び支援を実施した。	3	・児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を行う。 ・児童福祉法改正に合わせ地域みまもり支援センターを中心とした保健福祉センターとの連携強化や役割分担の明確化が必要である。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（保健福祉センター）の充実に向けた検討	保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図る。	・こども家庭センターに心理職、保健師等各種専門職、外部講師による家族支援チームを編成し、家族支援台帳の作成と進行管理、各児童相談所へのコンサルテーション、職員研修等によるスタッフ支援を実施した。 ・福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家族支援の充実を図った。 ・家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議による課題整理等、組織的な判断及び対応の充実を図った。 ・平成25年度から区保健福祉センター（地域みまもり支援センター）に、社会福祉職、心理職、保健師等を配置していることから、より身近な場所での家族支援の充実を図った。	3	分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進する必要がある。 また、地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援の一層の充実が必要である。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分2 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでの専門職による支援の充実	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	・各区児童家庭課にて保健福祉センター（福祉事務所及び保健所機能）の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開する。 ・児童相談所と各保健福祉センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施する。	・地域みまもり支援センターに多職種の職員を配置し、各職種の専門性等を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施した。（全区での児童相談受付件数：5489件） ・児童虐待相談などの複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行った。 ・児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施した。また、児童精神科医師、保健師、理学療法士等専門職の協働及び療育センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施した。	3	・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えていく必要がある。 ・地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、新たに作成した「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高める必要がある。 ・児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性のさらなる強化が必要である。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 ケースワークにかかわる組織的なフォロー体制の強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでの取組の強化	各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践（再掲）	児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップ、業務マニュアルの整備及び研修実施による相談体制の充実・強化、組織的な業務の蓄積・評価によって相談支援体制を強化する。	・区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応した。 ・日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行った。 ・児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の元にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行った。	3	・児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図る。 ・各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化が必要である。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分4 効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでのケース進行管理手法の検証	ケース進行管理ソフトの児童相談所間でのネットワーク化の検討	児童相談所進行管理ソフトの効果的活用を推進するとともに、各児童相談所における確実なケース進行管理の充実を図る。	・児童相談所進行管理ソフトを運用し、各児童相談所内でのケース情報の共有による組織的なケース進行管理を実施するとともに、ソフト活用により統計処理業務等の効率化を図った。 ・時系列確認が容易なケース記録を活用し、引継業務等事務作業の効率化を図った。 ・児相と区をつなぐ「児童相談システム」構築費の予算化を行い、次年度以降の開発・導入につなげた。	3	・児童相談所が児童虐待通告などに迅速・的確に対応することや、適正な統計処理をおこなうために、実効的なケース管理のネットワーク構築を進める必要がある。また、各区地域みまもり支援センターとの個別支援に関わる情報共有についても検討する必要がある。 ・児相と区をつなぐ「児童相談システム」を構築し導入し、的確で漏れのないケース管理を実現する。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践	各区児童家庭課における適切なケース管理の実施に向けた検討・整理、各区児童家庭課と児童相談所間での迅速かつ効率的な情報共有の仕組みの検討を行う。	地域みまもり支援センターにおける適切なケース管理等の実施のために作成した児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、ケース管理を実施した。	3	全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行う必要がある。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分5 総合的なアセスメントの強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童相談所及び保健福祉センターでのリスクアセスメント指標の作成と活用	リスクアセスメント指標の作成及び適切な支援の実施	リスクアセスメント指標の作成検討等を含む総合的なアセスメント機能の強化を図り、適切な支援を実施する。	区・児相共通のリスクアセスメントツールを作成した。 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等を活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センターでの情報・アセスメントシート等の共有やケース重症度の確認等を実施し、進行管理及び支援を実施した。また、個別支援会議において各関係機関による情報共有、役割分担の明確化を図り、適切な支援を実施した。	3	作成した区・児相共通のリスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行う。	同規模で継続	こ) 児童相談所 こ) 児童家庭支援・虐待対策室
児童相談所及び保健福祉センターでの緊急受理会議等に基づく組織的アセスメントの実施	多職種協働による総合的な判断の実施	各区児童家庭課で実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施し、適切な支援方針の検討に活かしていく。	・各区地域みまもり支援センターで行う定期的なケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議では、配置された多職種専門職の専門性やスキル、経験等を活かした検討と総合的なアセスメントを実施し、組織的判断に基づく支援を行った。 ・児童相談所の所内会議に各区地域みまもり支援センターの専門職が参加し、児童相談所との連携強化及びアセスメント力の強化を図った。	3	・会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要である。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていくことも必要である。 ・各区地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていく。	同規模で継続	区) 地域支援担当 こ) 児童家庭支援・虐待対策室
児童相談所及び保健福祉センターでの組織的・総合的な再アセスメントの実施	多職種協働による総合的な判断の実施（再掲）	各専門職の専門性を活かした総合的かつ複合的な再アセスメントを実施する。	・所内会議、緊急受理会議等での協議により、組織的判断の徹底及び各専門職による総合的な再アセスメントを実施した。虐待ケースについては、児童相談所においては受理時点、1か月・3か月経過時報告により状況確認、進行管理を実施した。特に、被措置児童の家庭引き取り等については、巡回相談、アセスメント会議による組織的対応を徹底した。 ・要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等を活用し、関係機関との連携を図った。関係機関との情報共有による、再アセスメント、組織的進行管理を実施した。	3	児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職、関係機関の連携、協働による、再アセスメント機能の更なる充実が必要である。	同規模で継続	こ) 児童相談所 こ) 児童家庭支援・虐待対策室

施策区分6 各種専門機関・専門家との連携強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
専門機関や医師、弁護士等専門家との協力、連携した対応の推進	療育・障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的相談支援体制の推進を図る。	児童福祉法の改正を踏まえ、複雑困難化する児童虐待事例に対応するため、H29年度から非常勤弁護士を配置し、法的対応の強化を図った。 ・在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、療育センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施した。 ・更生相談所のPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施した。	3	児相の法的対応力の更なる向上のため、常勤弁護士配置の検討が必要である。 また、多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組む必要がある。	同規模で継続	こ) 児童相談所 こ) 児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

《方針5》社会的養護の充実

施策区分1 社会全体で子どもを育てる意識の啓発

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上のための支援の充実	児童福祉施設等に措置された児童の処遇向上を目指し、虐待予防のPR、市単独での補助を検討するなど施設等における児童の養育環境の改善に努める。	施設等への入所児童の処遇向上に向けて運営支援の充実を図るとともに、児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援の実施や学習支援の充実に向けた検討を行った。	3	就労や生活に関する相談支援や学習支援の充実に向けた取組を開始し、円滑な社会的自立を果たすことができる環境構築を図る必要がある。また、国の動向を踏まえ、里親制度や施設における家庭的養護の一層の推進を図る必要がある。	同規模で継続	こ) こども保健福祉課 こ) 児童家庭支援・虐待対策室
社会的養護の意識啓発、「質」の向上に向けた取組の推進	国の指針に基づく社会的養護体制（家庭的養護の推進）の検討	社会的養護の方向性として国は、施設の小規模化と家庭的養護の推進を打ち出す中で、平成27年度をスタートとする「都道府県推進計画」の策定をすることとなっている。そこで、国の示す「社会的養護の課題と将来像」に基づき家庭的養護推進計画策定（県単位で策定）に向けて、川崎市の今後の方針を整理する。	里親制度の推進や児童養護施設等への運営支援を行い、児童の状況に応じて適切な環境により養育できるよう取組を推進した。また、社会的養護を必要とする児童が地域の中で安心して生活できるよう普及啓発や関係機関が連携した支援の充実に取り組んだ。	3	様々な背景を抱える要保護児童を個々の状況に応じた適切な環境で養育できるよう、国の動向を踏まえながら本市の社会的養育に関する推進計画の策定に向けた検討を行う必要がある。	同規模で継続	こ) こども保健福祉課

施策区分2 児童養護施設等の施設養護の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
児童養護施設の新設	白山愛児園の開 設・運営（児童 養護施設1か 所、児童家庭 支援センター1か 所併設）	平成21年10月に策定した「要保護児童施設 整備に向けた基本方針」に沿って北部地域に 総合児童福祉施設を整備する。					こ)こども 保健福祉 課
児童養護施設の新設	（仮称）南部総 合児童福祉施設 の開設・運営 （児童養護施設 1か所、児童家 庭支援センター 1か所併設）	平成21年10月に策定した「要保護児童施設 整備に向けた基本方針」に沿って南部地域に 総合児童福祉施設を整備する。					こ)こども 保健福祉 課
施設型ファミ リグループ ホームの充実	施設型ファミ リグループ ホームの新設 （1か所）	小規模児童養護施設については、児童養護等 入所施設1施設に対して2か所の設置が原則 可能になっており、既存施設については2か所 以上整備が完了していることから、新設児童 養護施設の整備に向けて、新たな小規模児童 養護施設整備の検討を行う。	地域小規模児童養護施設の開設に向けて各 法人と協議を行い、麻生区に1箇所新設し た。関係機関と連携しながら円滑な運営開 始に向けた支援を行った。	3		終了	こ)こども 保健福祉 課
児童心理治療施 設（情緒障害児 短期治療施設） の整備	（仮称）こども 心理ケアセン ターの建設工事	社会的養護が必要な児童の中で、心理的なケ アが必要な児童に対して支援を行う入所施設 である（仮称）こども心理ケアセンターを平 成27年10月を目途に整備する。					こ)こども 保健福祉 課
既存児童養護施 設の改築	新日本学園改築 の建設工事	建設から40年程度を経過した既存児童養護 施設については、耐震化の必要性や家庭的養 護推進に向けて、6～8人程度の小グループ による生活を実施していく、小舎制（ユニッ ト化）施設へと建替え整備を行う。					こ)こども 保健福祉 課
	川崎愛児園改築 の実施設計	建設から40年程度を経過した既存児童養護 施設については、耐震化の必要性や家庭的養 護推進に向けて、6～8人程度の小グループ による生活を実施していく、小舎制（ユニッ ト化）施設へと建替え整備を行う。					こ)こども 保健福祉 課

施設支援の充実	自立支援計画に基づく適切な支援の充実	個々の児童に即した支援を実施するために施設と十分に協議を行い、自立支援計画を立て、適切な援助を実施する。	・運営法人及び児童相談所と連携し、児童の人権に配慮しながら適切な養育が行われるよう運営支援を行った。 ・児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援の実施や学習支援の充実に向けた検討を行った。	3	様々な背景を抱える要保護児童を個々の状況に応じた適切な環境で養育できるよう、運営法人及び児童相談所と連携しながら支援を行うとともに、就労や生活に関する相談支援や学習支援の充実に向けた取組を開始し、円滑な社会的自立を果たすことができる環境構築を図る必要がある。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
子育て短期支援事業の拡充	(仮称)南部総合児童福祉施設の開設に伴うショートステイ事業の実施(1か所)	保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行う。					こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 里親制度の拡充と里親支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
里親家庭の拡充	ふるさと里親登録家庭の拡充（登録数48組）	児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進並びに里親委託の推進・制度の普及啓発を図る。	「里親制度説明・養育体験発表会」を年5回開催し、広く市民に対しふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、定期的に意見交換会を開催し、ふるさと里親を継続してもらうためのフォローアップを行った。 ・平成29年度末ふるさと里親登録数は62人。	3	・施設で生活している要保護児童にとって、「ふるさと里親」という一般家庭での生活体験は重要であるため、制度説明会の回数の増加等により制度周知等、登録者数の増加に向けた取組を行う。 ・児童の持つ背景も多様化してきていることから、ふるさと里親の養育能力の向上を図るため、施設と連携を図りながらフォローアップの充実を図る。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
	里親の登録数増加に向けた広報・啓発及び養育技術向上のための研修の実施（里親登録数115組、委託数52組）	社会的養護の枠組みの中で家庭的養護の中心となる里親制度の普及ならびに里親登録の増加を目指す。	・「里親制度説明・養育体験発表会」を年5回開催し、制度説明のほか里親の養育経験など委託の実際について市民に伝えた。開催にあたり多くの市民が来所する施設でのチラシ配布やホームページでの広報を図り里親制度の普及啓発に努めた。 ・平成29年度末の里親登録数は147世帯、委託数は62世帯であった。	3	様々な背景を抱える要保護児童を個々の状況に応じた適切な環境で養育できるよう里親登録数の増加や里親に関する社会的認知度の向上を図る必要があることから、制度説明会の回数の増加等により登録者数の増加に向けた取組を行う必要がある。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
	ファミリーホームの充実（3か所）に向けた取組の推進	要保護児童を可能な限り家庭的な環境で養育できるようにファミリーホーム（施設でなく、里親等が運営を行うホーム）運営の拡充を目指す。	児童処遇向上のために必要な経費を確保し、適切に運営支援を行うことができた。また、家庭養護における運営上の課題等について、関係機関と連絡会等を行い連携して対応することができた。	3	様々な背景を抱える要保護児童を個々の状況に応じた適切な環境で養育できるようファミリーホームにおける家庭養育を推進する必要がある。児童相談所と連携しながら養育支援を行うとともに、就労や生活に関する相談支援や学習支援の充実に向けた取組を開始し、円滑な社会的自立を果たすことができる環境構築を図る必要がある。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課
	里親支援機関による里親支援の充実に向けた取り組みの推進	家庭的養護の中心である里親については、専門職が配置された施設とは異なり、様々な課題をもった子どもへの対応に困難を生じる場合がある。そこで、様々な里親支援機関による里親支援を実施していく。	里親支援機関と連携した里親支援を推進するため、平成29年度においては、それら関係者による連絡会を年4回開催し、役割の確認と里親支援の充実に向けた検討を行った。	3	様々な背景を抱える要保護児童を個々の状況に応じた適切な環境で養育できるよう里親家庭における家庭養育を推進する必要がある。里親家庭が地域で孤立することなく児童を養育することができるよう、関係機関との連携を強化しながら支援の充実を図る必要がある。	同規模で継続	こ)こども保健福祉課

施策区分4 児童家庭支援センターによる支援の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
必要な助言・援助及び継続的な見守りの実施	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	身近な地域の中で子育ての悩みなどを相談できる児童家庭支援センターを児童養護施設に併設していく。既存の乳児院には地域における子育ての専門機関として児童家庭支援センターが設置されているが、新設児童養護施設においても児童家庭支援センターを設置していく。	市内に6か所の児童家庭支援センターの設置が完了し、児童相談所や地域みまもり支援センター等関係機関との連携を進めながら、事業周知を図った。 相談件数は3,556件と、前年度2,356件から大幅に伸び、地域における身近な民間相談機関の特性を生かして、子育てに関する様々な相談・支援を実施した。	2	引き続き、児童相談所や地域みまもり支援センター等、他機関との連携が重要である。 また、児童相談所からの指導委託について業務を拡大するとともに各児童家庭支援センター間の情報共有の場を確保し、地域における相談支援の充実を図る。	拡充	こ)児童家庭支援・虐待対策室
	児童家庭支援センターの開設（1か所：（仮称）南部総合児童福祉施設併設）	地域の中での身近な場所での子育て相談等を通じて、虐待予防等に努める児童家庭支援センターを開設する。					こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方① 子ども・子育てを支援する地域づくり

《方針6》地域連携・広域連携等の強化

施策区分1 町内会・自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
関係団体等と連携した施策の展開	こども支援室及び保健福祉センターと子育て支援機関等との連携、事業施策の推進	安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した様々な施策の展開を図る。	・11月の児童虐待防止推進月間を中心に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施した。 ・児童虐待対応ハンドブックを配布・活用した。	3	・より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討する必要がある。 ・児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させていく。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分2 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
市の代表者会議を活用した市全域のネットワークの充実	児童家庭支援・虐待対策室による調整機関としての円滑な運営	児童家庭支援・虐待対策室が調整機関となり、区役所児童家庭課及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備する。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させ、相互の理解と協力及び連携関係を深める。	年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、「顔」の見える関係を築き、支援のネットワークを円滑に機能させた。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有した。	3	年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行う。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
区の実務者会議を活用した区レベルでのネットワークの充実	保健福祉センターによる円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行う。	各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行った。また、4か月ごとに動きのないケースについても重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行った	3	・地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討する必要がある。 ・平成28年度から導入したスーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図る。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
県内自治体との連携強化	5県市共通ルールに基づく連携	県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図る。	要保護児童等の転居に伴う情報提供（5県市ルール）に基づき、各区の要対協のケース管理機関で転出したのは74件で、うち71件については転出先自治体との間で引継ぎを行った。また、転入してきたのは96件で、うち84件について転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行った。	3	今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5県市ルールを適切に運用していく。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
県域を超えた広域連携の強化	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図る。	・児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携強化が必要である。	3	全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施した。	同規模で継続	こ)児童相談所 こ)児童家庭支援・虐待対策室

基本的な考え方③ 専門的支援の充実と人材育成

《方針7》人材育成の推進

施策区分1 専門職の育成にかかわる研修等の充実

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
各所属における研修の取組	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められ、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図る。	・局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進した。 ・全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進した。 ・児童相談所においては、新任研修、新任フォロー研修、係長研修、全体研修、外部派遣研修を年間で計画・実施した。 ・区保健福祉センターでは、児童相談所新任研修及び全体研修に参加するとともに、児童家庭支援における包括的アセスメント・地域包括ケアシステム実践研修を新たに取り入れた。	3	・児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区業務への職場・職種ごとの研修の実施が必要である。 ・外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進める。	同規模で継続	区)地域支援担当 区)児童家庭支援・虐待対策室
各種集合研修の実施	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の推進	市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるための研修を実施する。	・支援スキルの向上を目的として、区保健福祉センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施した。 ・児童相談所所内会議に各区地域みまもり支援センター職員が参加し、効果的な支援が行われるよう技術向上を図った。 ・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修に、区役所の社会福祉職などの専門職員15名が参加した。 ・児童相談所新任研修に区役所の社会福祉職などの専門職員が10名参加した。	3	地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要がある。また、児童相談所及び区地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへ参加を推進することが重要である。	同規模で継続	区)地域支援担当 区)児童家庭支援・虐待対策室

職場交流研修の 取組	新人・新任職員 に対する児童相 談業務研修実施	児童相談所及び保健福祉センター双方に求め られる業務上の知識や技術、業務形態等を相 互に理解できる研修を実施し連携を強化す る。	児童相談所が実施する各研修に各区地域み まもり支援センター職員も参加し、知識や 技術等の習得に努めた。また、児童相談所 と区の職員がグループワークを通して事例 検討を行うなど、知識や技術の習得だけ でなく、連携強化につながる取組も行った。 ・ペアレントトレーニング概論：46人 ・ペアレントトレーニング実践研修（相談 支援職員向け）：54人 ・ペアレントトレーニング実践研修（直接 処遇職員向け）：24人 ・乳幼児期のアタッチメントとトラウマ： 32人 ・乳幼児と養育者の関係性：32人 ・児童家庭支援における包括的アセスメン ト：84人 ・地域包括ケアシステム実践研修：164 人	3	・今後も児童相談所、地域みまもり支援セ ンター及び障害者更生相談所の新任向け研 修等にな任職員が相互に参加できる体制 や、専門的な研修に参加できる体制を構築 する必要がある。 ・児童相談所と地域みまもり支援センター の各専門職の交流研修の必要性について検 討する。	同規模で 継続	こ)児童家 庭支援・ 虐待対策 室
---------------	-------------------------------	---	--	---	---	------------	----------------------------

施策区分2 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
職種別人材育成の取組	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に継続し推進する。	・社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組んだ。また、保育士のキャリアシートの作成に向けた検討を行った。 ・新任研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図った。 ・職員間での育成面談を継続して行い、指導者及び受講者双方で切磋琢磨し成長する人材育成を推進した。	3	・キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行う必要がある。 ・行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施する必要がある。 ・地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施する必要がある。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室
計画的なジョブローテーションの取組	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進する。	保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、昨年度から引き続き人材育成記録を作成した。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用した。	3	個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用されることが必要である。	同規模で継続	こ)児童家庭支援・虐待対策室

施策区分3 関係機関における人材育成

施策項目	事業内容	事業目標	平成29年度の成果・実施状況	達成度	次年度に向けた課題・社会環境の変化等	次年度の取組	所管課
要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関における人材育成の推進	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指す。	・各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となった。 ・代表者会議においては、各区要保護児童対策地域協議会の取組を報告し、各区における協議会の参考とすることができた。	3	・全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていく必要がある。 ・実務者会議においても、区特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していく。 ・各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるように研修を充実させていく。	同規模で継続	区)地域支援担当 こ)児童家庭支援・虐待対策室

参 考

○川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 区役所の機能の強化（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 未然防止（第 10 条～第 13 条）
- 第 4 章 早期発見及び早期対応（第 14 条・第 15 条）
- 第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第 16 条～第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- （2） 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- （3） 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- （4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守る

ことを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援

を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（子育てに関する情報の提供又は相談）

第 11 条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

- 2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

第 12 条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

（児童虐待防止推進月間）

第 13 条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年 11 月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第 4 章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境整備）

第 14 条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

- 2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

（通告に係る対応）

第 15 条 市民及び関係機関等は、法第 6 条第 1 項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

- 2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも 48 時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

- 3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。
- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。
- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。
- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援 (専門的な治療、心理療法等の支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 雑則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

○川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。
- (2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- (3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係） 川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

	局 名	部課名	職名
◎	子ども未来局		局長
	総務企画局	都市政策部	部長
	総務企画局	行政改革マネジメント推進室	室長
	財政局	財政部	部長
	市民文化局	市民生活部	部長
	市民文化局	コミュニティ推進部	部長
	市民文化局	人権・男女共同参画室	室長
○	子ども未来局	総務部	部長
	子ども未来局	子育て推進部	部長
	子ども未来局	子ども支援部	部長
	子ども未来局	青少年支援室	室長
	子ども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	室長
	経済労働局	産業政策部	部長
	健康福祉局	総務部	部長
	健康福祉局	地域包括ケア推進室	室長
	まちづくり局	総務部	部長
	建設緑政局	総務部	部長
	川崎区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	所長
	川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	所長
	幸区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	中原区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	高津区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	宮前区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	多摩区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	麻生区役所	保健福祉センター	所長・副所長
	川崎区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	幸区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	中原区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	高津区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	宮前区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	多摩区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	麻生区役所	地域みまもり支援センター	担当部長
	教育委員会事務局	総務部	部長
	教育委員会事務局	学校教育部	部長

◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第3（第6条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく
年次報告書（平成 29 年度版）

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」
総括評価

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

e-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには

児童虐待を防止するというメッセージが込められています。